



千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

6  
JUNE

2019

## 目次

### ● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 令和元年度「算定基礎届」などの届出用紙の送付 ……2
- 厚生年金適用関係届出書の提出先について ……3
- 国民年金ひとことメモ ……3

### ● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 特定保健指導を受けましょう ……4
- チャットボットをご活用ください ……5
- 年金事務所出張窓口について ……5

### ● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 蓮沼ウォーターガーデン割引券を配付します ……6
- 社会保険相談のご案内 ……7
- 社会保険相談申込書 ……8

リニューアル準備中(4月配信予定でした)  
※ 配信日は改めてお知らせします

千葉県社会保険協会のホームページ → <https://shaho-chiba.jp>



## ★ 令和元年度「算定基礎届」などの届出用紙の送付等 ★

厚生年金保険および健康保険では、被保険者が事業主から受ける報酬を、いくつかの等級に区分した仮の報酬にあてはめて、保険料や給付額の計算を行います。この仮の報酬を標準報酬月額といいます。

被保険者が受ける報酬の変動に対応するため、毎年7月に見直しを行います。これを定時決定といいます。

事業主の方は、定時決定のために、原則として、毎年7月1日から7月10日までに、「算定基礎届」を郵送または管轄の年金事務所へ持参して提出します。「算定基礎届」の届出用紙は、6月中旬に発送予定です。

提出期間	令和元年7月1日(月)～7月10日(水)
提出方法	返信用封筒にて東京広域事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ持参 (郵送での提出にご協力をお願いします。)
照会先	管轄の年金事務所

※ 算定基礎届およびその他必要となる届出は、期間内に提出いただきますようお願いいたします。

## ▼ 届出様式と必要届出 ～ 協会けんぽ加入事務所の場合 ～ ▼

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- 返信用封筒

## ◀ 該当する方がいる場合の届出 ▶

- 令和元年7月報酬月額改定者: 被保険者報酬月額変更届

※ 組合管掌事業所の場合にも、被保険者報酬月額算定基礎届が送付されます。

## 標準報酬月額の算出方法に関する主な留意事項

算定基礎届の記載にあたり、標準報酬月額の算出方法について留意すべき主な事項は次のとおりです。

①	支払基礎日数が4・5・6月の3ヶ月すべて17日以上である。(※) → 4・5・6月を対象として、この3ヶ月に支払われた給与を報酬月額として届出
②	支払基礎日数に17日未満の月がある。(※) → 17日以上の月を対象として算出。17日未満の月が2ヶ月ある場合は、残りの1カ月の報酬だけで算出
③	給与の支払い対象となる期間の途中からの入社(資格取得)等により、1ヶ月分の給与が支給されない。 → 1ヶ月分の給与が支給されない月(途中入社月)を除いた月を対象
④	前年7月から本年6月までに、賞与が4回以上支払われた。 → 支払われた賞与の合計を12ヶ月で割った額を4・5・6月の報酬に加算して算出
⑤	4・5・6月のいずれも支払基礎日数が17日未満、または、病気等による欠勤や育児休業・介護休業などにより、4・5・6月のいずれも給与が支給されていない。(※) → 従前の標準報酬月額で算出
⑥	3月以前の昇給の差額分(または遅滞額)の給与を4・5・6月のいずれかの月に受けた。 → 3月以前の昇給の差額分(または遅滞額)を除いた報酬月額の統計から報酬月額を算出

(※) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、11日以上が算定対象月となります。

特定適用事業所……法人番号が同一の適用事業所で、被保険者数(短時間労働者を除く。共済組合員を含む)の合計が1年で6ヵ月以上 500人を超えることが見込まれる事業所、国・地方公共団体に属する全ての事業所等。



## 厚生年金適用関係届書(資格取得届・資格喪失届・月額変更届等)の提出は 東京広域事務センターへご郵送ください

日本年金機構では、年金事務所に提出(郵送・窓口)された厚生年金保険適用関係届書等は、東京広域事務センターへ回送し、審査・業務処理等を行っています。

つきましては、回送にかかる時間の削減など、業務処理の効率化のため、東京広域事務センターに直接ご郵送ください。ご理解とご協力をお願いします。

また、電子申請により届出された場合の郵送添付書類(資格喪失等により、協会けんぽに返却する健康保険証など)も、到達番号を記載した送付書を添付して、下記の郵送先までご送付ください。

### 郵送先

〒135-8071 東京都江東区有明 3-6-11 TFTビル東館  
日本年金機構 東京広域事務センター

※郵送の際は、郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます。

### ▼ 次の届書は、これまでどおり、管轄の年金事務所へご提出ください ▼

- 二以上事業所勤務者・船員保険被保険者・日雇特例被保険者・高齢任意加入被保険者にかかる届書
- 適用事業所所在地・名称変更(訂正)届(管轄外)
- 一括適用承認申請書

■ 東京広域事務センターは、郵送受付および提出済みの書類にかかる対応のみとなります。来訪および電話による受付・相談窓口の設置はありません。

■ ご相談およびお問い合わせは、これまでどおり、管轄の年金事務所へお願いします。届出用紙については、管轄の年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。

### 国民年金ひとことメモ

#### 会社を退職(失業)された方へ

国民年金への変更手続きはお済みですか？国民年金の届出が必要です！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

\* 勤務先を退職(失業)された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

\* 退職(失業)して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

#### ●手続きについて

お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

#### ●手続きに必要なもの

年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類。

#### ●保険料額

国民年金の保険料は毎年度変わります。令和元年度(平成31年度)の月額保険料は16,410円です。

### 国民年金保険料の免除制度があります！

#### ●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の全額または一部(4分の1、半額、4分の3)が免除になる制度があります。

##### メリット1

退職(失業)の場合は、退職(失業)された方の前年の所得がゼロとして審査されます！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職(失業)された方の所得がゼロとして審査されます。

##### メリット2

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

##### メリット3

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。



# 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼  
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。



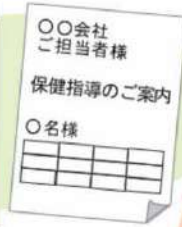
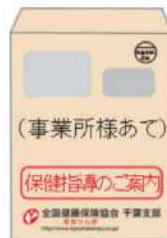
## 従業員の健康維持・増進のため 特定保健指導を受けましょう！

### 特定保健指導とは？

健診結果より、メタボリックシンドロームや生活習慣病のリスクがある従業員様を対象とした、保健師等による生活習慣の改善を目指すためのサポートです。

### メタボリックシンドロームとは？

メタボリックシンドロームとは、心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病などを発症する原因の一つです。「特定保健指導」を受けてメタボを改善しましょう！



### POINT

※健診日当日に特定保健指導を実施できる健診機関もあります。  
健診の待ち時間に行えますので、後日、事業所様に日程調整をしていただく負担が減ります！

健診受診後、  
ご本人様に  
健診結果が届きます。



健診受診2~3か月後を目途に、事業所様あてに  
「保健指導のご案内」が届きます(協会けんぽの場合)。  
※保健指導実施機関によって案内方法が異なる場合があります。



メタボ  
黄信号

動機づけ支援を受ける方



メタボ  
赤信号

積極的支援を受ける方



### -事業所ご担当者様へのお願い-

- ◆ 特定保健指導を受けられるように、面談場所の確保、日程調整等ご協力をお願いいたします。
- ◆ 協会けんぽの保健師等もしくは保健指導実施機関の保健師等から、取り組み状況や達成状況の確認について、事業所様を通して特定保健指導対象者の方にご連絡する場合がございますので、お取次ぎをお願いいたします。

Point

特定保健指導の実施率は、インセンティブ(報酬金)制度の指標となっております。特定保健指導を受けていただくことで、協会けんぽ千葉支部の健康保険料率を下げる力につながります。

お問い合わせ先

TEL: 043-308-0525 (健診・特定保健指導専用ダイヤル)



# チャットボットをご活用ください

平成31年4月1日から開始いたしました。

## チャットボットとは・・・

「ネット上のおしゃべり」を意味する「チャット」と「ロボット」の略語である「ボット」を組み合わせた用語です。インターネット上で入力された質問に自動で回答し、利用者の疑問を解消するツールです。

## ご利用方法

### 《手順1》

協会けんぽホームページのトップ画面から「医療費が高額になりそうなとき」を選択します(右図A)。

### 《手順2》

質問選択画面(右図B)あるいは文言入力画面(右図C)にてお問い合わせください。

・チャットボットで回答できない質問については、お手数をおかけいたしますが**協会けんぽ千葉支部までお問い合わせください**。なお、内容によっては電話での回答は致しかねますのでご了承ください。

## 推奨環境

### <PC>

Internet Explorer: ver.11以降  
Firefox: 最新版  
Chrome: 最新版  
Safari(iOS): 最新版

### <スマートフォン>

Safari(iOS): 最新版  
Android OS: 最新版



チャットボットが導入されているお手続きは「**限度額適用認定証**」のみです。(令和元年6月現在)

## 木更津年金事務所内の協会けんぽ出張窓口を閉鎖いたします

これまで木更津年金事務所で開催しておりました協会けんぽ出張窓口は、**令和元年6月28日(金)**をもちまして閉鎖させていただきます。ご利用のお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

申請書等をご提出いただく際は郵送でご提出ください。



お知らせ

## 協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口(6月の開設日)

木更津・船橋年金事務所出張窓口  
(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

市川年金事務所出張窓口  
(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)  
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

協会けんぽ年金事務所  
出張窓口 開設時間  
AM 8:30~12:00  
PM 13:00~17:15  
※12:00~13:00は不在となります。

令和元年6月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

令和元年6月

日	月	火	水	木	金	土
	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

黄色 : 開設日

※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。



千葉県社会保険協会 からのお知らせ

受付は6月10日(月)から

被保険者等の健康保持増進事業

# 「蓮沼ウォーターガーデン」割引券を配布します

夏のご予定に!  
幼児から大人までお楽しみいただけます♪

## 営業期間

2019年7月6日(土)～2019年9月16日(月・祝)

※休園日 7/8(月)～12(金)、7/16(火)～19(金)、  
9/2(月)～6(金)、9/9(月)～13(金)

## 営業時間

午前9時～午後5時(最終入園は午後4時まで)

※悪天候時は休園となる場合もありますので、お出かけ前に施設に直接お問い合わせください。

蓮沼ウォーターガーデン ☎0475-86-3171 HP→ <http://watergarden.hasunuma.co.jp/>

## ～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

種別	一般料金	利用者負担
大人(18歳以上)	1,700円	1,200円
高校生	1,000円	700円
小・中学生	400円	160円
幼児(4歳～未就学児)	200円	80円

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書をご提示いただく場合がございます。ご了承ください。

### 申込方法

下記申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(送付先明記および切手貼付※注2)を必ずご同封のうえ、下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※注1：原則 1事業所 各券 15枚 までとさせていただきます。

※注2：92円切手で割引券 30枚まで送付可能です。

※注3：割引券がなくなり次第、配付終了とさせていただきます。ご了承ください。

### 申込資格

千葉県社会保険協会会員事業所の被保険者の方とご家族

### 申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 千葉県社会保険協会 ウォーターガーデン割引券係

※コピーしてお申込みください

## 蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数にご注意ください	大人	枚	事業所記号	事業所番号
	高校生	枚	事業所名	
	小・中学生	枚	所在地 〒	
	幼児	枚	T E L	



**無料**

# プロによる 社会保険相談を 受けてみませんか?



**事業所で  
シニアライフの相談を  
することができます**

千葉県社会保険協会では、退職後のシニアライフの生活設計等のご参考になるよう、当協会が契約する社会保険労務士を各事業所様に派遣し、個別の相談をお受けする事業を行っております。

60歳で定年退職したら…  
老齢年金はいくらもらえる?  
雇用保険の  
失業給付の手続きは?

定年後も再雇用制度で  
在職したら…  
老齢年金はいくら減額になる?  
雇用保険からの  
給付金請求手続きは?

例えば…

年金加入  
不明期間の  
確認方法は?



遺族年金、  
介護保険について  
知りたい!

社会保険についての  
研修講師を  
事務所に派遣する  
ことも可能!!

その他、健康保険関係・労務・人事管理問題などを相談したい事業主様からもOK  
相談はお一人から受け付けています

**申込  
方法**

ご希望される会員事業所様は、次頁の社会保険相談申込書に必要事項をご記入のうえ、当協会までFAXか郵送にて、お申し込みくださるようお願いいたします。費用等は一切**無料**です。

# 社会保険相談申込書

一般財団法人千葉県社会保険協会

FAXにてお申込みいただくか、コピーしてご郵送ください **(FAX 043-233-3973)**  
お申し込みから相談日まで1か月ほどの期間が必要です

申込日 年 月 日

事業所名	
担当者名	
事業所所在地	〒
電話番号	
希望相談日	第1希望 年 月 日 ( ) 時 分 第2希望 年 月 日 ( ) 時 分 第3希望 年 月 日 ( ) 時 分
希望相談人数	人 個別 ・ 集団 (どちらかに○)
事業所までの交通機関	

最寄駅から事業所までの簡単な地図をご記入ください。  
(貴事業所様に既存のものがあれば、そちらを添付ください。ご記入は不要です。)

※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守される契約となっております。